7

法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（内閣総理大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行う当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためにあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金の交付

二　原子力事故（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故をいう。第八号及び第十号において同じ。）を発生させた原子力発電施設等又は加工施設の設置がその区域内において行われていた都道府県に対して行う、当該原子力発電施設等又は加工施設の周辺地域の住民、滞在者その他の者に対する健康の管理その他健康被害の防止を図るために行う事業に要する費用に充てるための交付金の交付

三　原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務又は第五号に規定する措置に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修の実施に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

四　原子力発電施設等の安全性、原子力発電に使用される核燃料物質の運搬容器若しくは原子力発電施設等から生ずる使用済燃料の運搬容器の安全性又は原子力発電施設等から生ずる放射性廃棄物の廃棄に係る安全性を実証するために要する費用に係る補助金又は委託費の交付

五　原子力発電施設等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ぜられる措置（所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県の地域に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。）に定めるものに限る。）に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

六　発電用施設のうち、原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）及び再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（整備法施行令第三条第六号及び第七号に掲げる施設を除く。）の運転の管理に係る安全性に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

七　原子力発電施設等の安全の確保のための規制に関する知識の普及に要する費用に係る委託費の交付

八　原子力事故により放出された放射性物質又は放射線による健康被害の防止に要する費用に係る委託費の交付

九　原子力発電施設等から生ずる放射性廃棄物の廃棄に関する安全の確保のための規制に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十　原子力事故により放出された放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための監視及び測定に要する費用に係る委託費の交付

十一　原子力発電施設等又は加工施設の安全の確保に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出

十二　独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付

十三　原子力発電施設等の安全を確保するための規制の措置を適正に実施するために必要な審査、検査等に係る措置

第五十二条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号ロ中「同項第十二号から第十四号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十八号及び第三十一号」を「同項第十号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第二十六号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号へからチまで」を「前条第一項第二号ホからトまで」に改め、同号ニ中「のうち、地熱発電施設又は火力発電施設の安全性の実証に係るもの」を削り、同号ホ中「前条第一項第十六号及び第十七号」を「前条第一項第十四号及び第十五号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第二号から第十号まで及び第十二号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十一号に規定する拠出金の拠出に関する事務及び同項第十三号に規定する措置に関する事務　環境大臣

第五十二条第一項第四号ロ中「前条第一項第二号ニに掲げる交付金並びに同項第四号、第六号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号、第二十五号及び第二十六号」を「前条第一項第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号」に、「同項第二十七号及び第二十八号」を「同項第二十六号及び第二十七号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号へからチまで」を「前条第一項第二号ホからトまで」に、「同項第十六号及び第十七号」を「同項第十四号及び第十五号」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「ホ及びリ」を「ニ及びチ」に、「第九号から第十一号まで、第十八号、第二十一号及び第二十七号」を「第六号から第九号まで、第十六号、第十九号及び第二十五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第一号に規定する交付金の交付に関する事務　内閣総理大臣

第五十二条第二項中「文部科学大臣を除き、電源開発促進勘定に係るものについては環境大臣」を「内閣総理大臣及び文部科学大臣」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号ニ、第十五号及び第十六号」を「第五十一条第一項第十三号及び第十四号」に改める。

附則第七条中「第十四号、第十五号イ及び第二十五号ロ」を「第十二号、第十三号イ及び第二十四号ロ」に、「同項第十三号、第二十号及び第二十七号」を「同項第十一号、第十八号及び第二十六号」に改める。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二十六条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

二十三　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職

第十五条第一項第十四号を次のように改める。

十四　原子力規制委員会設置法附則第九十二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第二十条第四項に規定する原子力安全・保安院長

第十五条第一項に次の一号を加える。

十七　原子力規制庁長官

第十七条中「前条第一項第六号若しくは第十四号」を「前条第一項第四号、第六号若しくは第十三号」に改める。

第十九条第一号中「第十六条第一項第六号、第十四号」を「第十六条第一項第四号、第六号、第十三号」に改める。

別表第一内閣の項中「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」を「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局（原子力防災会議に置かれる事務局を除く。）」に改め、同表内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「食品安全委員会に置かれる事務局」を「食品安全委員会に置かれる事務局（原子力安全委員会に置かれる事務局を除く。）」に改め、同表経済産業省の項中「資源エネルギー庁（原子力安全・保安院を除く。）」を「産業保安監督部　那覇産業保安監督事務所　資源エネルギー庁（原子力安全・保安院を除く。）」に改め、同表環境省の項中「地方環境事務所」を「地方環境事務所　原子力規制委員会原子力規制庁」に改める。

別表第二資源エネルギー庁原子力安全・保安院の項及び資源エネルギー庁の次長の項を削る。